

# 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 26 年 1 月 15 日

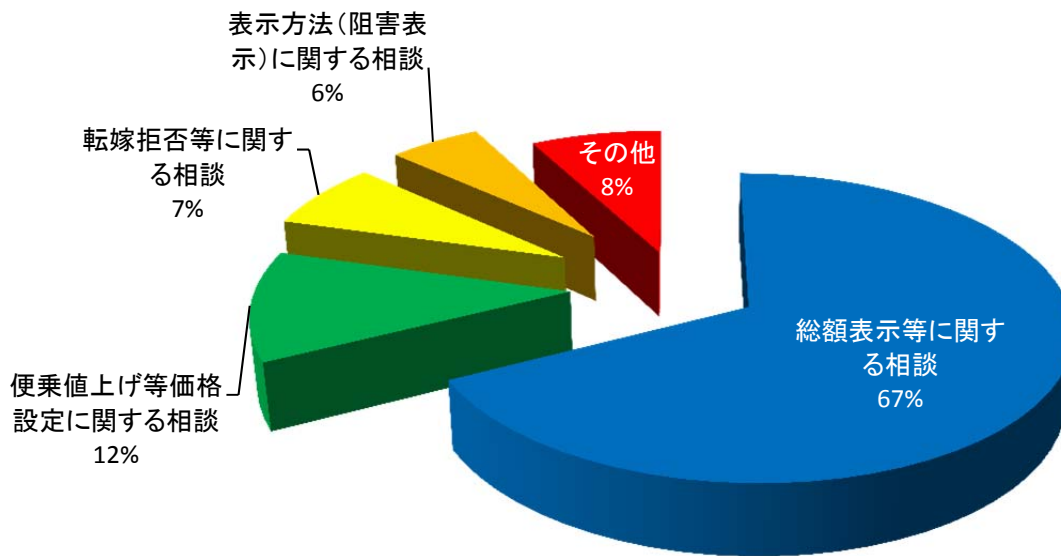
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 12 月 (12/1～12/31) の相談対応状況は以下のとおり。

## 1 相談件数

12 月の相談件数：電話 898 件、メール 91 件

【相談内容 (全 989 件) の内訳 (※)】



## 2 相談例

### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 4月1日の消費税率引上げ時まで、商品の値札の貼り替えが間に合いそうもないが、どのようにしたらよいか。

A. 御照会のような事情により、新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合には、総額表示義務の特例に基づき誤認防止措置を講じていただくことで、対応が可能です。例えば、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に「店内の商品は、旧税率(5%)に基づく税込価格となっていますので、レジにて改めて新税率(8%)に基づき精算させていただきます」といった掲示を行うことが考えられます。また、一部の商品について旧税率に基づく税込価格の表示と新税率に基づく税込価格の表示が混在する場合の表示例については、ガイドライン(「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方」及び「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」)や「総額表示義務の特例措置に関する事例集」(国税庁)に具体例が掲載されていますので、そちらも参考にして表示方法をご検討ください。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

Q. 当社は、平成 26 年4月に納品する商品については、同年3月中に注文を受けて、3月中に代金も受領します。この場合、適用される消費税率は何%になるのか。

A. 平成 26 年4月1日以後に納品(課税資産の譲渡等)が行われる取引ですので、新税率(8%)が適用されます。

## ○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. ここ数年、原材料価格の高騰に伴う価格の引上げを行っていないところ、消費税率引上げに際して原材料の高騰に伴う価格の変更を行うことを考えているが、問題となるか。

A. 税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合は、消費者から便乗値上げではないかと疑われないように、消費税率の引上げ以上の値上げとなることについての合理的な理由を、消費者に丁寧に説明することが必要になると考えられます。

Q. レジにおいて本体価格に消費税率をかけた際に発生する消費税の1円未満の端数処理の方法について、切上げ、四捨五入又は切捨てのいずれによるべきか。

A. 本体価格に上乘せする消費税額に1円未満の端数が生じる場合がありますが、その端数をどのように処理(切捨て、切上げ、四捨五入など)するかについて、消費税法に規定はございませんので、それぞれの事業者の判断に委ねられています。

※1 例えば、値札等では税込価格を表示して、レジにおいて本体価格を基に消費税額の計算をする場合、端数処理の方法によっては、値札等に表示している税込価格とレジにおいて実際に請求する金額が異なることもありますので、事業者の方はその点も踏まえて値札の表示や端数処理の方法をご検討ください。

※2 御照会のように、レジにおいて消費税の端数処理を行った場合には、一定の要件を満たすことにより、消費税の納税額を計算する際の特例である「課税標準額に対する消費税額の計算をする際の特例」の適用を受けることができます。詳しくは、国税庁ホームページに掲載の「課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正について」をご覧ください。

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者に該当する取引先から4月以降も現在の税込価格と同一の価格で納入してほしいと言われた場合、買ったときとして問題とならないのか。

A. 合理的な理由なく、消費税率引上げ前の取引価格(税込価格)に消費税率引上げ分を上乘せせずに据え置くことは「買ったとき」に該当するものです。したがって、御質問のように取引先からの4月以降も現在の税込価格と同一の価格での納入要請は、原則として「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

## ○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. 「増税前の購入がお得です」、「増税前のラストチャンス」等の増税前の駆け込み消費を促す表示は阻害表示として問題となるのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条(以下「本条」といいます。)が禁止している表示は、「平成26年4月1日以後における自己の供給する商品又は役務の取引」に係る本条各号に掲げる表示です。御質問のような増税前の駆け込み需要を促す表示は、消費税率の引上げ前(平成26年3月31日以前)における取引に係る表示と考えられますので、本条の適用対象となるものではございません。もっとも、景品表示法は、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による

自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」(同法第4条1項2号)を禁止しています。したがって、例えば、販売価格が税込105円の商品について、消費税率引上げ後も税込105円で販売するにもかかわらず、「増税前の購入がお得です」とあたかも消費税率引上げ前の購入価格が消費税率引上げ後と比べて安くなると一般消費者に認識される表示をしながら、消費税率引上げ後も税込105円で販売するような場合などは、景品表示法上問題となります。

Q. 事業者に対して「消費税増税分は納入料金から値引きします」といった営業活動を行うことは、問題となるのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条(以下「本条」といいます。)が禁止している「表示」には、事業者間取引における表示も含まれますので、事業者に対する「消費税増税分は納入料金から値引きします」との表示は、本条により禁止される表示に該当します。

## ○ その他

Q. ホテルサービスやレストランサービスを提供する事業者は、消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者に該当することがあるのか。

A. ホテルサービスやレストランサービスを提供する法人事業者については、自社に商品やサービスを供給している取引先(事業者)の資本金等の額が3億円以下の場合、又はその取引先が個人事業者の場合には、特定事業者に該当します。また、ホテルサービスやレストランサービスを提供する事業者の多くは、小売業も営んでいると考えられますが、小売業に係る売上高が100億円以上ある場合は、「大規模小売事業者」として取引先の資本金額等にかかわらず特定事業者に該当します。

お問い合わせ先  
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室  
電話：03-3539-2610